

令和6年名張市議会定例会

令和7年3月定例議会委員会提出議案（1）

委員会提出議案第 1 号

水道事業に対する財政支援の強化等を求める意見書の提出について

当市議会は、水道事業に対する財政支援の強化等を国に求めるため、地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

名張市議会産業建設委員会委員長 小林 勝

## 水道事業に対する財政支援の強化等を求める意見書

水道事業者は、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、より信頼性の高い水道の整備・運営に日々努めているが、人口減少による給水収益の減少をはじめ、施設の老朽化による更新費用等の増大や各地で頻発する自然災害から水道施設を守るための耐震化対策等により、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。

名張市においても、事業の効率化など経営努力を続けているものの、資金確保に苦慮するなど、事業者が単独で対応していくことは非常に困難な状況にあり、広域での取組が求められている。

しかし、名張市は、隣接する伊賀市を含めた周囲を山々に囲まれた伊賀盆地内に位置しており、地形、地理的要因から、国が掲げる水道事業運営基盤の広域化（事業統合又は経営の一体化）を実現するための採択基準である「市町村域を超えて3以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業」の要件に合致せず、広域での事業実施が難しい状況にある。

こうした課題を解決し、水道事業の安定的な経営を実現するためには、多額の資金が必要であり、補助制度をはじめとする国の積極的な財政支援が不可欠である。

よって、政府並びに国会におかれては、水道事業の安定的かつ健全な経営を実現するため、下記の事項を実施するよう強く要請する。

### 記

1. 水道施設の老朽化及び耐震化対策を円滑に進めるため、補助採択要件の大幅な緩和、交付対象となる事業・施設の拡大、創設、並びに交付率の大幅な引上げを行うこと。  
また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講ずること。
2. 水道事業運営基盤の広域化の採択基準を「市町村域を超えて2以上の水道事業」に緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 2月27日

名 張 市 議 会